


特例水準の指定に係る手続きについて

医療機関が特例水準の指定を受けるためには

- ① 指定を受ける水準（B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準）を決定
- ② 医師労働時間短縮に向けた取組の検討・実施
- ③ 医師労働時間短縮計画を作成
- ④ 医療機関勤務環境評価センターの評価受審
- ⑤ 評価センターの評価結果を受領
- ⑥ 都道府県へ指定の申請

医療機関勤務環境評価センターでの評価

- ・ 医療機関から提出された医師労働時間短縮計画や、就業規則等の添付資料をもとに審査・評価
- ・ 受付開始は令和4年10月中を予定
- ・ 申請手続や提出された資料等に不備がなく、順調に評価手続きが進んだ場合で、概ね4か月ほどで評価結果を通知



医療機関の取組の進捗状況、評価センターで評価・通知までの期間を踏まえると

指定申請は、**令和5年度後半に集中**する見込み

都道府県が特例水準の指定を行うためには

- ・ 医療法第113条による医療審議会の意見聴取
実質的な議論は、地域医療体制・医師確保の観点から地域医療対策協議会等で行うことを想定
(C水準については、地域医療対策協議会での協議必須)
- ・ 指定には、審査、結果通知、指定公示、評価公表に係る事務手続きが発生
(医療機関は、都道府県の指定後に36協定締結)



地域医療提供体制への影響検証を行うとともに、指定業務を円滑かつ適正に進める必要がある。

- 医療機関からの申請は、受付期間を設定することにより集中的に事務手続きを実施
- 地域医療対策協議会、各協議会と医療審議会の開催時期を踏まえ、特例水準指定に係る議論・意見聴取は、令和5年度に2回程度実施する方向で調整
- 指定までのスケジュールを早急に検討、関係部署と調整のうえ、医療機関への周知を図るとともに、医師の働き方改革に向けた取組の早期準備を勧奨